

政令第二十二号

(昭和二十五年二月二十八日)

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令

改正(昭和二十五年八月 四日政令第二百五十二号)
沿革(昭和二十五年九月二十日政令第二百九十二号)

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二十年勅令第五百四十二号)に基き、この政令を制定する。

(この政令の趣旨)

第一条 国外居住外国人に対する債務(旧敵産管理法(昭和十六年法律第十九号)第一条第二項に規定する敵産に係る債務及びドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)第二条第十二項に規定するドイツ財産に係る債務を除く。以下同じ。一の弁済のためにする金銭又は有価証券の供託に関する特例については、この政令の定めによる。

(国外居住外国人)

第二条 この政令において「国外居住外国人」とは、左の各号に掲げる者をいう。

一 日本の国籍を有しない者で本邦(本州、北海道、四国、九州及び法務府令、大蔵省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。一に住所又は居所を有しないもの

二 外国法に基いて設立された法人又はこれに準ずる団体で本邦に支店又は事務所を有しないもの

2 前項各号に掲げる者を除く外、左の各号に掲げる者は、当分の間、国外居住外国人とみなす。

一 日本の国籍を有し、且つ、本邦に本籍を有しない者で本邦に住所又は居所を有しないもの

二 本邦に本店、支店若しくは事務所を有しない法人又はこれに準ずる団体

（債務の認定）

第三条 国外居住外国人に対する債務の弁済のために金銭又は有価証券の供託をしようとする者は、当該債務がこの政令の適用を受ける債務であることの主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた債務の履行地は、供託に関しては、他の法令の規定又は定款若しくは契約の定にかかわらず、東京都千代田区とする。

（供託の手続）

第四条 前条第一項の供託の供託書には当該係託に係る債務に関する法務府令、大蔵省令で定める書式による明細書と文三通及び英文六通を添附しなければならない。

2 前条第一項の供託をしようとする者は、二人以上の債権者のために同一の手続により一括して供託することができる。

（供託書等の保管の委託）

第五条 第三条第一項の供託をした者（以下「供託者」という。）は、解散等やむを得ない事由があるときは、供託書及び供託に係る債務に関する書類の保管を主務大臣に委託することができる。

2 主務大臣は、前項の委託を受けたときは、当該供託に関するこの政令その他の法令の適用については、供託者とみなす。

（供託の命令）

第六条 主務大臣は、連合国最高司令部の指示に基づき、国外居住外国人に対し金銭又は有価証券の給付を目的とする債務を負う者に對し、一定の期間を定め、その期間内にその債務の弁済のため供託すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による主務大臣の命令があつたときは、第三条第一項の認定があつたものとみなす。

（消滅時効の特例）

第七条 この政令の規定により供託された供託物に対する還付請求

権の消滅時効は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十七條第一項の規定にかかわらず、別に政令をもつて定める日まで完成しない。

（供託物の保管整理）

第八條 日本銀行は、この政令により供託された供託物を他の供託物と区分して保管しなければならない。

2 前項の規定により保管する供託物は、「外国債権者円及び有価証券預託勘定」として整理しなければならない。

3 日本銀行は、第一項の規定により保管する供託物については、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に報告書を提出しなければならない。

（還付の手続）

第九條 供託者は、供託が第四條第二項の規定によりなされた場合において、供託物の還付を受ける権利を有する者に対し、供託書

の引渡しに代え、還付を承諾する旨の承諾書（以下「承諾書」といふ。）を交付することができる。

2 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、供託書の添附に代え、承諾書を添附して供託物の還付を請求することができる。

3 供託所は、前項の規定による請求に基づき供託物を還付した場合において、当該供託物の供託者に対し、供託書の提出又は呈示を求めることができる。

（供託書の交付命令）

第十條 主務大臣は、連合國最高司令官の指示に基づき、供託者に対し、一定の期間を定め、その期間内にその指示する者に供託書又は承諾書を交付すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定に基づき供託書又は承諾書の交付を受けた者が供託物の指定受取人でないときは、その者は、当該指定受取人に代り還付の請求をすることができる。

（供託通知の特例）

第十一条 この政令の規定による供託に関しては、民法第四百九十五条第三項の規定は、適用しない。

（外国為替及び外国貿易管理法との関係）

第十二条 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七條、第三十條及び第三十一條の規定は、第三條第一項の主務大臣の認定を受けた債務（第六條第二項及び附則第八項の規定により第三條第一項の主務大臣の認定があつたものとみなされた債務を含む。）の弁済のためにする供託及び当該供託に係る供託物の還付（本邦以外の地に送金又は送付する場合を除く。）については適用しない。

（主務大臣）

第十三条 この政令の規定における主務大臣は、債務者が旧日本占

領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第百九十一号）第二條第一項第一号に規定する在外会社である場合においては、その業務に関する行政の所管大臣及び大蔵大臣とし、その他の法人又はこれに準ずる団体である場合においては、その業務に関する行政の所管大臣とし、その他の者である場合においては、大蔵大臣とする。

（過料）

第十四条 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 正当な事由がなく、第六條第一項の規定に基づく主務大臣の命令に違反して供託を怠つた者
- 二 正当な事由がなく、第十條第一項の規定に基づく主務大臣の命令に違反して供託書又は承諾書の交付を怠つた者

附則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 第十条の規定は、この政令施行前国外居住外国人のために供託された供託物について準用する。この場合において「供託書又は承諾書」とあるのは「供託書」と読み替えるものとする。
- 3 正当な事由がなく前項において準用する第十条第一項の規定に基く主務大臣の命令に違反して供託書の交付を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。
- 4 第七条の規定は、第二項の供託物で、這合國最高司令官の指示に基き、主務大臣の指定するものについて準用する。
- 5 前項の指定は、当該供託物が供託されている供託所に対する主務大臣の通知をもつて行うものとする。
- 6 主務大臣は、この政令施行前国外居住外国人のために供託された供託物について、これを他の供託物と区分して保管する必要がある場合においては、当該供託者に対してこの政令の規定による

供託とするため必要な措置を命ずることができる。

- 7 前項の規定により主務大臣から必要な措置を命ぜられた供託者は、当該供託物が金銭であるときは、法務府令、大蔵省令で定めるところにより、その供託金を保管する供託所に対しその保管替の請求をすることができる。三

- 8 第六項の規定による主務大臣の命令があつたときは、第三条第一項の認定があつたものとみなす。三

- 9 正当な事由がなく第六項の規定に基く主務大臣の命令に違反して必要な措置を怠つた者は、五万円以下の過料に処する。三

附 則 (昭和二十五年九月二十日政令第二九二号一)

この政令は、公布の日から施行する。但し、国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令第十二条の改正規定は、昭和二十五年六月三十日から適用する。

大蔵省令第一号

(昭和二十五年二月二十八日)

国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令の施行に關する命令

改正
昭和二十五年九月二十日
法務省令第四号
大蔵省令

第一条 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に關する政令(昭和二十五年政令第二十二号。以下「令」という。一)第二条第一項第一号に規定する附屬の島は、左に掲げる島以外の島をいう。

- 一 千島列島、齒舞群島(本島、勇留、秋勇留、志免及び多榮島を含む。一及び色丹島
- 二 小笠原諸島及び硫黄列島
- 三 鬱陵島、竹の島及び濟州島
- 四 北緯三十度以南の南西諸島

五 大東諸島、沖の鳥島、南鳥島及び中の鳥島

第二条 令第四条第一項の明細書の書式は、別表第一に定めるところによる。

第三条 供託所は、令第三条第一項の供託を受理したときは、令第四条第一項の規定により添附された明細書中和文二通及び英文五通を遅滞なく日本銀行に送付しなければならない。(一)

供託所は、前項の供託につき供託物を送付したときは、その明細書を作成し、遅滞なく日本銀行に送付しなければならない。

第四条 令第八条第三項の規定により日本銀行から大蔵大臣に提出すべき報告書は、別表第二に定める書式に従い、各月毎に各五通を作成し、毎月十日までに前月分を提出しなければならない。

報告書には、第三条第一項又は第七条の規定により送付を受けた明細書中和文一通及び英文四通を添附しなければならない。(一)五、令附則第七項の規定による保管替の請求をしようとする者

は、別表第三に定めたる供託金保管替請求書二通に供託金受入の記載ある供託書及び令第四條第一項の明細書、和文三通及び英文六通を添附して請求をしなければならない。(一)

第六條 供託所は、前條の請求を理由があるときと認めるときは、供託金保管替請求書の一通に承認の旨を記入して印を押し、同條の添附書類及びその保管に係る供託書を保管替を受ける供託所に送付しなければならない。(一)

2 預金部預金取扱規程(大正十一年大蔵省令第六号)第十一條の規定は、前項の保管替の請求を受けた供託所がする手続について準用する。この場合において供託所が発行する国庫金振替書の余白には、令の規定による国外居住外国人のためにする供託である旨を記載しなければならない。(一)

第七條 保管替を受ける供託所は、前條第一項の替額の送付及び日本銀行より振替済通知書の送付を受けたときは、供託金受入の記

載のある供託書に保管替済の旨を記載してこれを当該供託者に交付し、且つ、令第四條第一項の明細書、和文三通及び英文五通を遅滞なく日本銀行に送付しなければならない。(一)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年九月二十日 法務府令、大蔵省令第四号)

この命令は、公布の日から施行する。(一)

別表第一
ANNEX No. 1

国外居住外国人供託明細書

SPECIFICATION RELATED TO THE DEPOSIT FOR THE PURPOSE OF NON-RESIDENT FOREIGNER IN JAPAN

年月日

DATE

供託者氏名

DEPOSITOR NAME

住所

ADDRESS

A (円)

A (YEN)

受取人 BENEFICIARY			金額 AMOUNT					準拠法令 LAW AND/OR ORDINA- NCE APPLIED TO	備考 REMARKS
国籍 NATIONALITY	氏名 NAME	住所 ADDRESS					計 TOTAL		
1									
2									
3									
4									
5									
"									
"									
合計 TOTAL			¥	¥	¥	¥	¥		

B (有価証券)

B (SECURITY)

受取人 BENEFICIARY			有価証券 SECURITY					準拠法令 LAW AND/OR ORDINA- NCE APPLIED TO	備考 REMARKS
国籍 NATIONALITY	氏名 NAME	住所 ADDRESS	種類 ITEM	記号番号 NUMBER	券面額 FACE VALUE	払込額 AMOUNT PAID-OUT	枚数 QUANTITY		
1									
2									
3									
4									
5									
"									
"									
合計 TOTAL					¥	¥			

- 注
1. 用紙は、日本標準規格B列4号(257mm×364mm)を用いること。
 2. 国籍欄には受取人が令第2条第2項第1号の者であるときは、その者の本籍のある地の区別に従い、同項第2号の法人又は団体であるときは、その本店又は主たる事務所の所在地の区別に従い、朝鮮、台湾、沖縄、その他これに準ずる記載をすること。
 3. 漢字の氏名は、かなをつづ、欧米人の氏名は、氏を最初にしてフルネームで記載すること。
 4. 金額欄は、給与欄、残高財産分配金欄その他適宜の欄に区分して、これにその金額を記載すること。
 5. 準拠法令欄には、供託が金融機関の清算、別当金、貸付金又は旧日本銀行法に本店を有する本社の料内にある財産の整理に関する法令に基づき債務の弁済のためにするものであるときは、その法令に従い、当該法令名を記載し、その他の場合であるときは、「その他」と記載すること。
 6. 備考欄には、債権者と債務者との関係を記載し、債権者と供託者との関係が雇用関係であったときは、その職種及び勤務場所を記載すること。
 7. 各欄の記載は、なるべく同性質のものをまとめて小計をつけ、順次配列すること。

FOREIGN CREDITOR'S YEN AND SECURITY DEPOSIT ACCOUNT

A (YEN)

AS OF _____
BANK OF JAPAN _____

BALANCE END OF LAST MONTH	DEPOSIT OF THIS MONTH	WITHDRAWAL OF THIS MONTH	BALANCE END OF THIS MONTH

B (SECURITY)

BALANCE END OF LAST MONTH	DEPOSIT OF THIS MONTH	WITHDRAWAL OF THIS MONTH	BALANCE END OF THIS MONTH

第三表

供託金保管替請求書

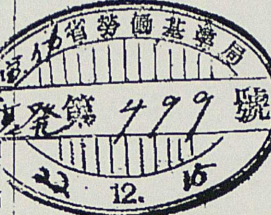
金
供託書日附番号
保管替の事由
新取扱官庁名 東京法務局
上記の通り保管替を請求する。
年 月 日
住 所
氏 名
某庁取扱主任官 宛

上記保管替の請求を承認したから事後貴庁の供託金として
取り扱われたい。

年 月 日
某庁取扱主任官官氏名
東京法務局 御中

註 用紙は、日本規格B列5号(182mm×257mm)を
用いること。

、 日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第	第	第
號 送 受	號 送 受	號 送 受	號 送 受
月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日



外 在 條 約 局 長

朝鮮人勞務者の事業主に対する
不當要求に関する件

案 起

昭和三年二月三日

局 課

月 第

日 號

主任

（送ル）

月 日

労働省

局長

課長

監督官

労働省労働基準局長

丙

判 決

十二月十五日

合 校

十二月十六日

行 施

十二月十六日

十月十八日付審合第九〇〇号を以て御照會の
標記の件については予けの要求にあり、學生者
(現在の労働者)から報告を提出した事例はあり
き人

尚ほ本件に關しては地方にあつては二三の
事件があり、たか 昨屏六月各地方長官宛

學生者發給第三大号「朝鮮人、台灣人、中國人
勞務者の總與等に関する件」として次官通牒
及今年十月勞務五七二号にて學生者勞政局長より
「朝鮮人勞務者未拂金に関する件」として朝鮮人
勞務者の貸金、退職金その他のものを凍かに供託
処理するやう指令し、現在各地方別に供託

事務王行いつ、ありきりきで、右御参考までに

申添へきり。

追申本件参考資料として別紙寫王御参考

致しきり。



給發第二一號

昭和二十一年四月二日

一學生省長政局給與課長

都道府縣内務部長

教育民生部長

(本京都三在リハ民生局勤務部長)

殿

朝鮮人團體ノ不當要帝ニ隨伴スル不法行為

取締方ニ関スル件

標記件ニ関シ別紙寫メ通リ最ニ内務省警保局ヨリ通牒相成タルニ
之ヲ對策ニ付テハ其ノ都度當省ヨリ通牒ニ依リ了知ソクト被存
候處爾今今問題ニ関スル參考ト資セラレ度此段及送付候

日本建築工業統制組合員ニ對スル不當要求額（在日本朝鮮人聯盟）
（朝鮮建築促進青年同盟）

事業主	事業場	在籍人員	解散手當	不法要求額	同上	備考
西松組	金石工事業	二一	一人当り 二〇〇〇〇	三六三三五	三〇、〇〇〇	不法要求額として協定結果七八〇〇〇 要する額ノ三〇、〇〇〇〇〇〇
全	東北平澤工事業	八	三〇〇〇〇	六一二二〇	一	未解決
全	上松台電設	一〇〇〇	五二五〇〇	八〇、〇〇〇	一	全
全	大日本製鋼工事業	五〇	五一〇〇〇	四六、〇〇〇	一	全
全	瀬戸地工事業	四〇〇	四一〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	全
全	赤穂通田工事業	二五一	一	六〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	連解軍手ノ中、決断難望ニ於テ 甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸、十一 両氏解散ニ付、解決セリ
全	御岳分電所	六〇三	四、〇〇〇	一八三、六九三	一	未解決 要求額、拒否スル 予定ナリ
全	岩手分電所	六〇〇	三、〇〇〇	四九、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
全	陸奥分電所	一八〇	外、内、別 一、五〇〇	六六、四六六	六六、四六六	組長及現場主任ノ軟弱ナリ 上記金額ノ遂行ナリ
全		二〇〇	一	二六、〇〇〇	一	未解決

事業主	事業場	在籍人員	解散手當	不法要求額	同上	備考
熊谷組	平岡電設	四〇〇	二五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一	未解決
全	愛知	一五〇	二八〇〇〇	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	地元警察署長ノ斡旋ヨリ 解決セリ
全	相模川治水工事業	一、五〇〇	二、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一	未解決
全	高山地下工事業	四〇	一	五〇、〇〇〇	一	目下協定中
全	水戸工事業	三一〇	一	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	
全	第二選定工事業	五五	一、二〇〇	三九、五八〇	一	未解決
全	多摩工事業	一六二	一、三五〇	七九、四六六	一	
全	先達電設	一八〇	二、二〇〇	六三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	地元警察署長ノ斡旋ヨリ
全	深谷地下工事業	四〇	一、五〇〇	四〇、〇〇〇	一	未解決
全		五九〇〇		二九、八八八	二四、二六〇	

厚生省發給第三六號

昭和二十一年九月三日

各地方長官殿

厚生次官

朝鮮人、臺灣人及中國人勞務者の

給與等に関する件

標記の件に關しては本年一月十日厚生省令第二號「昭和二十一年勅令第五百四號ニ號シ基ク勞務者ノ就職及從業ニ関スル件」に基キ一月十七日厚生省令第二號「昭和二十一年一月十日厚生省令第二號事務取扱ニ関スル件」として命に依り通牒して置いたが、またその徹底も欠く向もあると聞く。特に賃金勞働時間その他の勞働條件について日本人の一般水準に比して尙

或は高く或は低いものがあることであるが、これでは前記省令に違反することとなるので前記省令第一條を完全に履行する様これらの勞務者を現に使用し又は使用した事業主に徹底せられたい。尚賃金に關しては前記省令の趣旨を勘案し尤記の通函係者を指導せられたい。

記

一前記省令は昭和二十一年一月十日より施行されてゐるが別添司令第一號の趣旨に鑑み特に賃金（退職手当を除く）に關しては前記省令の趣旨を昭和二十一年十一月八日迄遡って実施せらるゝ。

二退職手当に關しては前記省令の趣旨を昭和二十一年九月二日迄遡つてもその期日以降の退職の場合に実施せらるゝ。

三、昭和二十年十月三十一日及び今年九月一日以前に遡る前記省令の趣旨を事業主に実施せしめんとする要求は法令上の根拠がないばかりでなく不当であること。尚、このやうな要求は或は將來日本政府に対する全般的な要求の中の一項目となり得るかも知れないと思はれるが、現在事業主とこれ等の勢力発露の問題として個々に處理するべき限りでないこと。

四、従つて昭和二十年十月三十一日以前に賃金（退職手当を除く）及び今年九月一日以前の退職手当は昭和二十年十月三十一日及び今年九月一日以後のものに比して低いと云ふ理由で差額を事業主に要求することは法令上の根拠がないばかりでなく不当であること。

五、労働組合法第百條の規定に該当する労働組合にあつては朝鮮人聯盟その他の類似団体は現に日本に居るか又は既に歸國した朝鮮人、台湾人及び中国人の爲に賃金に關する事業主と交渉する権限を有しないし、又金を集める権限も有しないこと。但し民法による委任を受けた場合は此に限りていないこと。

参考

聯合國最高司令部一九四五年十一月十八日附(CLO終電)

AGニ三〇・一四(三八Nov四五)ESS/LA

日本政府ニ対スル覺書

職業政策ニ関スル件

一日本帝國政府ハ勞務者ニ対シ 民業ト官業トヲ問ハ其賃金勞働時間 勞働條件ニ関シ國籍 宗教 社會的地位ヨリ差別ヲナシ又ハ許容スルコトヲ極確實ニ措置スベシ
ニ朝鮮人 台灣人及支那人ニシテ引揚ヲ欲セス日本ニ留ルコトヲ望ミシ者ニ就業ニ関シ日本人ト比較シテ同等ノ權利特權機會ヲ保證スベシ
三朝鮮人 台灣人及支那人ニシテ引揚ヲ待チ居ル者ガ進駐軍ニ就業スルニ関シテ差別ナク其機會ヲ與フベシ斯ル勞務者ハ凡テ日本人勞務者同等ノ率ヲ以テ賃金 支拂ヲ受

クベク且進駐軍ニ作業スル日本人勞務者ニ與ヘラル凡テ思典ニ與ラシムベシ

四日本政府ハ復員軍人ニ対シ軍ニ軍務ニアリシ故ノミヲ以テスル差別的就職入學ノ便宜ヲ規定スル種類ノ凡テ法律命令規則條例條項廢止撤廢ヲ指令ス
五本覺書受領ノ通告及採ラレタル處置ノ報告ハ最高司令官ニ致スヤウ指令ス

參考

厚生省令第三號

昭和二十一年勅令第五百四十二號ニ基ク勞務者ノ就職及従業ニ
関スル件ヲ通定ス

昭和二十一年一月十日

厚生大臣 芦田 均

第一條 工場、事業場其他ノ場所ノ事業主ハ其ノ使用

スル勞務者ノ賃金、給料、就業時間其他ノ勞働條件

ニ関シ其ノ國籍、宗教又ハ社會的地位ノ故ヲ以テ当該勞働

者ニ對シ有利又ハ不利ナル差別的取扱ヲ爲スコトヲ得ス

第二條 地方長官又ハ勤務署長本令ノ施行ニ関シ必要

アリト認ルトキハ関係者ヨリ報告ヲ徴スルコトヲ得

地方長官又ハ勤務署長本令ノ施行ニ関シ必要アリト

認ルトキハ当該官吏ヨリシテ関係ノ工場、事業場其他

ノ場所ニ往檢シ就業ノ状況又ハ帳簿書類其他ノ物件ヲ

検査セシムコトヲ得此場合ニ於テハ当該官吏ヲ

其ノ身分ヲ示ス別表證票ヲ携帯セシムベシ

第三條 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千元以下ノ罰金

ニ處ス

第四條 第三條第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ怠リ若ハ虚

偽ノ報告ヲ爲シタル者又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル当該

官吏ノ検査ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五百元以下ノ

罰金ニ處ス

第五條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其他

ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第三條又ハ前條

前段ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外

其ノ法人又ハ人ニ對シ前二條ノ罰金ヲ科ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參 考

省發勸第三號

昭和十一年一月十七日

厚生次官

昭和十一年一月十日厚生省令第二號事務取扱ニ
因スル件 依命通牒

昭和十一年勸令第五百四十二號ニ基ク此事務者、就職及従業
ニ成スル厚生省令第二號 一月十日公布相成候處其、実施
運用ニ就テハ特ニ注意記出知ノ上遺憾ナキヲ期セラレ友此
段依命及通牒候也

追テ本令ハ昭和十一年十二月十九日勸令第一六六號 就職
及事務官管理ニ因スル件 通牒記第一項乃至第三項
ハ法令化セラレタルモノニ有之ヲ念

記

本令ハ國籍宗教又ハ社會的地位ノ故ヲ以テ此事務者ノ此方勵
條件ニ因スル差別的取扱ヲナササルコトヲ目途トシテ制定セ
ラレタルモノナルコト 即チ

ハ國籍ニ関シテハ朝鮮人、台湾人及支那人其他ノ外國人ニシテ
日本在留ヲ希望スルモノタルト本國歸還待機中ノモノタルトヲ
同ク總テ就職又ハ従業ニ関シテハ日本人ト同等ノ取扱ヲ受ケ
ルモノナルコト

ハ差別的取扱ノ禁止ハ技能能力其他ノ條件ニ於テ同等程及
ナル日本人ト同等ノ權利特權、恩典、機會ヲ與フルコトヲ
意味シ不利ナル取扱ハ勿論特ニ有利ナル取扱モナスコトヲ
得ザルモノナルコト 但シ其ノ職歴技能能力等ニ應ジタル取
扱ヲ爲スハ何等差支ナキコト

3. 尚社會的地位所謂同和事業対象タル者ヲ特ニ
顧慮シタル謂ナルコト

二 勤勞者ハ其機能上勞務者ニ就職又ハ從業ノ機會ヲ
附與スル場合多キヲ以テ特ニ其機會附與ニ関シハ適正ナル取扱
ニ意ヲ用ヒ萬遺漏ナキヲ期スルコト

尚此ノ場合本令ニ據ル取扱アリタルトモ本令ニ基ク罰則ノ
適用ハナキモ文官懲戒令ノ適用ヲ受クルモノナルヲ以テ特ニ
注意スルコト

三 本令ノ対象ハ民業ノミナルモ官業ニ就テハ別途各省ヨリ
大々官下關係各庁宛訓令セラルルコトナリ居ルヲ以テ
民業タルト官業タルトノ間ニ勞務者ヲ使用スル工場事
業場其他ノ場所ニ本令趣旨ノ徹底ヲ図リ是別ノ取扱
ノ絶無ヲ期スルコト

勞發第五七二號

昭和三十一年十月十二日



厚生省勞政局長

地方長官殿

朝鮮人勞務者等に對する未拂金その他に關する件
朝鮮人勞務者等の給與等に關しては、曩に本年六月三十日、厚生省發
勞第三六號「朝鮮人、台灣人、中國人勞務者の給與等に關する件」と
して、次官通牒されたが、本件に關し、事業主がこれらの勞務者に對し
て支拂ふべき賃金、退職金又はこれらの勞務者の爲に保管する積
立金、貯金、有價證券等で受取人の居所不明、通信不能等の事情に
より、現在尚未拂となり又は引渡不能となつてゐる場合は、今後左の方法で

出束、迅速かに處理することとし、關係事業主を指導すべし。又、
尚會社經理應急措置法による特別經理會社に於ては、本件に關する
未拂金、預り金等は同法第十四條第一項但書に依り、旧勘定より優先
辨済を爲し、又は同條第二項に依り、新勘定より立替拂を爲し得るものに
付、至急本通牒により、供託の措置をとるよう指導され度い。
追つて、本件供託事務については、司法省民事局長と打合せ済につ
き、念の爲中添へる。

記

一、供託の要領は別紙「朝鮮人勞務者等に對する未拂金供託要領」に
よること。

二、事業主は供託を完了したときは、供託書の番號、供託年月日、供託
所名、受取人の氏名、本籍地、雇傭及解雇の時期、解雇の事由、未拂

金の内譯等を記載した報告書三部を地方長官に提出すること。

地方長官は関係者の要求ある場合は前項の報告書を閲覧させ、当該関係者から報告書の記載事項について異議の申出があった場合は、實情を調査し、或は関係者の意見を聴取して未拂金の公正化を計ること。

三、今回供託するの現金及び有價証券に限ることとし、努力義務者の

預貯金を通帳のまま交付すべきものについては別途通牒の豫定であるが、事業主は保管中の預貯金通帳につき受取人の氏名、預金の種類及び貯金額を記載した報告書三部を地方長官に提出すること。

四、前記厚生次官通牒第五號の趣旨により適法な委任を受けた者以外の第三者に未拂金、保管金等を引渡すのは適當でないので、今後本通牒の趣旨により供託の方法を取るべきであるが、既にこの等の金額や交渉の結果新に支給することとした金額を、朝鮮人聯盟に

の他第三者に引渡ししたものである場合は、その引渡先の名簿、責任者名、引渡年月、引渡金額及び引渡金額の算出内譯明細を記載した報告書三部を地方長官に提出すること。

追つて本件に關し十月十日現在で別紙様式に依る一覽表を作成し報告されたい。尚その際(一)(三)(四)による事業主の報告書(一)(二)部を一括して添付されたい。

別紙

朝鮮人勞務者等に対する未拂金等の供託要領

(一) 既に履行期の到来してゐる未拂金及び未交付の有價證券は債務履行地の供託局に供託すること。

(二) 預貯金を通帳のまま交付すべき契約のもの及び拂戻不能のものについては、目下司法省と打合せ中につき追つて別途通牒することとする。

(三) 供託は左の要領に依ること。

(1) 債権者が多数あるときはなるべく便宜一括して供託すること。
この場合、

(イ) 金銭供託については供託書に合計金額のみを記載し「金額、受取人氏名は別紙内譯の如し」と附記し、指定受取人欄も亦「別紙内譯人氏」と記した上、各受取人別に金額氏名を列記し、内譯書を添付して供託局に提出すること。

(ロ) 有價證券供託については(イ)に準じ、供託書には有價證券の銘柄、額面総額及び合計額を記載し、二種類以上の場合は銘柄別に額面総額、合計枚数を記載、内譯書には各券面額、記號、番號、枚数及び利札に関する事項(例へば「何年何月何日以降利札付」)を記載すること。

(2) 債権者を確知することが出来ない場合には供託書に記載すべき供託の原因たる事実欄に例へば

「右金貨(又は有價證券)は債務者たる供託者より別紙内譯書記載の債権者に支拂ふべき給料及び諸手當金(又は交付すべき有價證券)なる慶債権者の居所不明の爲交付すること能はざるにつき(又は昭和一年月日の震災により帳簿書類等焼失の爲債権者を確知すること能はざるにつき)辨済の爲供託」と記載すること。

(3) 一括して供託した場合、受取人の一部が判明して還付の請求をする場合には、事業主は分割拂を請求する為、供託書（通毎に支拂委託書を供託局に提出し、受取人にはその者が支拂を受ける本人に相違ない旨の支拂證明書を交付すること。

(4) 受取人が印鑑證明書を得ることが出来ぬ場合には、供託者は受取人が還付を受けるに當つて使用する印鑑が同人の印鑑に相違ない旨の證明書を供託者は受取人に交付し、供託局に提出せしめること。

(5) その他供託及び還付に関する手續書式等については供託局に問ひ合せること。

別紙様式

未拂金處理一覽表

(事務者の國籍別に別表とすること)

一 供託を完了したる事業場

事業場名			所在地		
供託金額	未拂	事務	供託	供託	
供託有償証 券の金額	有数	有数	日年	名	
預金預貯金 の金額	預貯金 の金額	預貯金 の金額			
通帳 の金額	通帳 の金額	受取人数			

二 道法に委任しない等三者に引渡したる事業場

事業場名	所在地	引渡金額	受取人数	引渡先

三 未處理事業場

事業場名	所在地	未拂金額	未拂有数	未交付有償証券の金額	未交付有償証券の有数	未交付有償証券の金額	未交付有償証券の有数

昭和二十二年十月一日

外務省條約局

労働省労政局長 殿

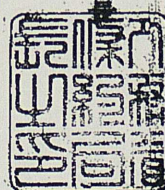
朝鮮人労務者の事業主に対する不当要求
に関する件

終戦直後在日朝鮮人労務者が退職手当その他に關し事業主に不
当な要求を提起した件に關し、さきにG.H.Q.の要求により厚生省
から報告を提出された由であるが、平和條約關係の參考資料に用
いた^(便送)いから右報告等を至急御送付相成りたい。

本信送付先

厚生省官房総務課長
労働省労政局長

外務省





基發第四九九號

昭和二十二年十二月十五日

労働省労働基準局長

外務省條約局長 殿

朝鮮人労働者の事業主に對する不當要求
に關する件

十月十八日付審合第九〇〇號を以て御照會の標記の件については
G、H、Qの要求により厚生省（現在の労働省）から報告を提出
した事例はありません。

尙ほ本件に關しては地方にあつて二、三の事件がありましたか昨
年六月各地方長官宛厚生省發勞第三六號「朝鮮人、臺灣人、中國

労働省

人労働者の組與等に關する件」として次官通牒及同年十月發勞第
五七二號にて厚生省労働局長より「朝鮮人労働者未拂金に關する
件」として朝鮮人労働者の賃金、退職金その他のものを速かに供
託處理するやう指令し、現在各地方別に供託事務を行ひつゝあり
ますので右御參考までに申添へます。

追而本件參考資料として別紙寫を御送附致します。

日 月 送 受 號 課 局 戦 合				欄 號 課 局 管 主	
第 號 送 受		第 號 送 受		省 勞 働 基 準 局 所 在 地 給 発 第 13 號 23 1. 27	
月 月 日 日		月 月 日 日		丙	
昨 年 十 二 月 一 日 附 基 発 第 四 一 八 号 を 以 て 照 會 の 標 記 の 件 に つ い て 韓 鮮 人 勞 務 者 等 に 對 す る 未 払 金 に つ い て 別 記 都 道 府 縣 勞 働 基 準 局 長 宛 年 月 日 采 局 長 課 長 主 任 監 督 官				案 起	
				昭 和 三 年 一 月 日	
				受 局 付 課	
				月 第	
				日 號	
判 決 一 月 二 七 日 合 校 行 施 一 月 二 七 日				月 第 日 號 月 日	

貴局からの報告がなつて連合軍總司令部民間財産の管理
部への報告事務が滞つてゐるから至急資料補正の上返
送を願ひたい。

別
覽

北海
茨
靜
奈
福
熊
宮

植
城
岡
良
岡
赤
崎

野紙
洋紙
半面
野紙
乙

勞
働
省

日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第		
號 送 受	號 送 受	丙	
月 月	月 月		
日 日	日 日		
案 起		判 決	
昭 和 三 年 三 月 一 号 日		三 月 一 七 日	
局 課		合 校	
受 付			
月 第		行 施	
日 號		三 月 一 七 日	
主 任			
局長 課長 主任			
案 年 月 日			
秋田勸業基準局長宛 此方勸省勸業基準局給與課長			
朝鮮人勞務者未拂金供託につき			
三月九日付秋發基第一二九号により照會の標記の			

件につとたの通り回答する。

事業主の朝鮮人等務者等に對し支拂ふべき給料

退職金等ど受取人の居所不明、通信不能等の事情に

より引渡不能となつてゐるものについては連に供託の手
（庫政官も連に供託の上）

續も後す様指道すされたり。

秋發勞基第一二九號

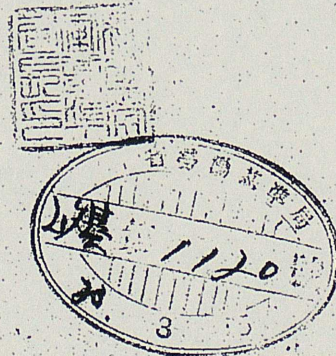
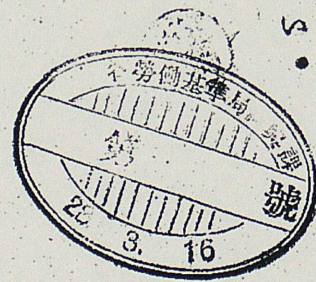
昭和二十三年三月九日

秋田労働基準局長

労働省労働基準局長殿

朝鮮人勞務者未拂金供託について

標記の件について三菱鑛業株式會社尾去澤鑛業所より別紙の通り
問合せがあつたがいかに處置すべきか至急御返答願ひたい。



秋田労働基準局長

昭和二十三年二月二十四日

御中

三菱鑛業株式會社

尾去澤鑛業所

朝鮮人労働者手拂金供託ニ係ル件

頭書労働者手拂金ニ關シテハ昭和二十一年十二月十二日附米進駐
軍、朝鮮人聯盟及會社間ニテ取り交セル懸書（別紙第參照）ニ
ヨリ處置シアルモ之ニ依リ處理可然ヤ又ハ新ニ供託ヲナス可キヤ
御指示賜リ度此段御願由上ダ

寫 覺 書

三菱鑛業株式會社尾去澤鑛業所及小眞木鑛山朝鮮人勞務者歸鮮ノ際
ニ於ケル諸給與金其他左ノ通り取極ム

一 歸鮮者ニ對スル給與金

歸鮮慰勞金一人ニ付一〇〇〇圓ハ退職手當、厚生年金保險給付、
補給金及歸郷旅費其の他一切ノ類似給與を含ム

但會社側ハ本件ニ關シ本店ノ承認ヲ受ケルコトヲ要スルニ付承認
以前ニ歸鮮スル者ニ付テハ夫々内金五〇〇圓ヲ支給シ該承認アリ

タル後殘額ヲ在日本朝鮮聯盟ニ依託支給ス會社側ハ本日ヨリ一週
間以内ニ本店ノ承認ヲ受ケル如ク務ムルモトス

二 死亡者ニ對スル給與金

弔慰金 公傷死亡一人ニ付五、〇〇〇圓
私傷死亡一人ニ付一、五〇〇圓

一 退職手當及厚生年金保險給付其他一切ノ類似給與ヲ含ム
三 業務上ノ身體障害ヲ受ケタル者ニ對スル給與金

業務上ノ身體障害ヲ受ケ後遺症ヲ殘セル者ニ對シ厚生年金保險法ニ

依ル障害手當金ヲ支給ス一部既ニ支給ノ者ヲ除ク但金村壯
山ニ付テハ一、〇〇〇圓トス

四 逃亡者及一時歸鮮未歸還者殘置金ノ處理

總テ會社ニ於テ救濟事業ニ使用ス

本會社ハ昭和二十年十二月十二日尾去澤町協和會館集會所進駐軍宿
舎ニ於テ光輝軍ハウランド隊長並笹淵花輪警察署長立會ノ下三菱
尾去澤鑛業所及小眞木鑛山代表者間取極メ確定セルコトヲ認諾ス

昭和二十年十二月十二日

花輪警察署長

笹 淵 秀 一

三菱尾去澤鑛業所勤務部長

村 上 敏 雄

三菱小眞木所主任

白 井 康

在日本朝鮮人聯盟秋田縣支部

社會部長 岡

米進駐軍隊長署名

Approved 12 Dec. 1945
Gordon Howland
1st Lt. CAC
Occupation troops in
Osarizawa, Japan

朝鮮人聯盟花輪支部
新井泰位



収基第一一二〇號

昭和廿三年三月十七日

労働省労働基準局総局長

秋田労働基準局長 殿

朝鮮人労働者未拂金供託について

三月九日付秋發勞基第一二九號により照會の條記の件について左の通り回答する。

事業主が朝鮮人労働者等に對し支払ふべき給料、退職金等で受取人の居所不明、通信不能等の事情により引渡不能となつてゐるものについては單政官にも連絡の上延に供託の手續を爲す様指導された。

日 月 送 受 號 課 局 議 合				欄 號 課 局 管 主			
第 號 送 受		第 號 送 受		第 號 送 受		第 號 送 受	
月 月		月 月		月 月		月 月	
日 日		日 日		日 日		日 日	

昭和三十二年三月三十日

第 35 号

3.

丙

案 起	昭和三十二年三月三十日	受 局 付 課	月 第	日 號	主 任	月 日
判決	二月三十日	合 校	月	日	主任	月 日
行 施						

都道府県労働基準局長宛

労働省労働基準局給与課長

朝鮮人労働者に対する未拂金について

標記の件については種々市配意を煩しておるが、

局長

給与官

※昨年十二月一日付基発第四一八号により、都道府縣
労働基準局から報告の資料を取纏め関係書類と
共に別紙の様に一覽表を連合軍總司令部民間財産
管理部へ提出し、本件も最後の段階に到達して
おるので、貴局管下に於ける未拂金と未処理の
工場、事業場については供託の処置を速むる様

指導されたい。

尚ほ民間財産管理部へ報告の都合もあり、新に

供託を怠す等別紙記載事項に異動を生じた場合

は、該当工場、事業場名、事業の種類、金額、人員等

異動の内容（例へば未処理金も供託した等も事項別に記載する）

を記入の上速に当局へ報告願ひたい。

別紙

未拂金供託完了 事業場調				未処理事業場調							
供託金額	未拂金 額	引当金額	引当率	未拂金額	引当 率	貯金額	法人買 銀行預金額	法人買	未交付 有価証券		
北海道	422,358.5	2,262	24,300.00	81	64,904.95	1,063	195,899.22	2,151	45.00		
青森											
岩手	151,680.52	1,997	25,898.98	415	196,996.65	1,482	25,342.62	719	168.00		
宮城			53,159.19	603			5,623.44	1,110			
秋田					26,440.86	171	1,483.29	13			
山形	18,576.68	280	58,483.34	466	57,076.77	342					
福島											
茨城	217,312.47	1,835	93,434.40	221			26,558.31	4,950	977.82	260	3,407.23
栃木	3,312.75	2	591,865.88	1,323							
群馬			5,560.40	103							
千葉											
東京	95,353.59	105	67,571.93	205	63,189.41	520	26,064.00				180.00
神奈川	62,861.91	576			9,790.55	162		7,358.42			100.00
新潟	10,302.03	13	87.49	1	343,980.59	1,303					
富山	133,528.03	977			133,830.53	1,027	15,092.33				
石川	18,215.08	147	57,627.50	133							
福井	5,769.84	19	6,600.00	3			1,289.62	14			
山梨											
長野	70,526.77	61	15,922.21	843	55,768.40	733	50,083.04	663	5,683.37	70	
岐阜	63,113.75	1,155					22,088.90	1,905	84.45	9	
静岡			22,845.48	921	13,685.34	274	45,959.55	1,64			
愛知	5,839.51	100	338,056.96	1,859	2,820.90	158		2,287.84			100.00
三重											
滋賀	160.99	1	583.20	3	476.78	4		120.50	4		
京都			12,478.76	212							
大阪	69,169.06	632	2,150.00	5	190,703.65	3,103	145,206.70	4,411	2,311.14	15	3,069.19
兵庫	80,742.22	667	402,970.86	1,853	623,361.03	7,412	104,838.10	15,43			2,610.00
奈良			108,840.30	327							
和歌山	13,971.20	431					3,806.19	190			
鳥取							228.18	18			
島根	254.95	11					9,305.27	167			
岡山			2,330.24	39	10,697.67	246	5,172.40				3,827.26
広島	101,693.21	860	5,164.95	100	95,138.00	1,880	28,128.20	1,871	7,870.51	107	
山口	69,998.55	681	4,360.19	120	237,337.94	5,593	578,959.72	2,632			13,145.00
徳島											
香川											
愛媛	749.93	23	108,701.90	2,126	454.59	23	272.61	11			
高知							20,502.11	340			
福岡	194,646.37	2,190	4,793.83	26	136,912.57	10,737	321,177.57	130			25,634.50
佐賀	104,744.72	873					338,919.65	3,293			
大分	818,395.80	6,712	130,406.52	605	135,988.15	9,200		106,664.55			295.31
熊本					10,911.10	154	1,316.02	49			
鹿児島	6,701.98	57	75,190.72	619	1,696.10	60	1,174.74				
沖縄	10,436.35	84					3,582.73	120	48,419.69	714	
計	544,315.25	51,507.01	24,006,811.93	13,376	484,575.95	9,570	221,172.62	23,847	17,172.29	1,179	64,093.49

人易移者上對下不取公作下以

北	毒	岩	宮	秋	山	福	茨
道	城	子	城	田	形	島	城
枋	群	崎	千	東	神	新	富
木	馬	玉	系	京	奈	島	公
石	福	山	長	波	靜	愛	三
川	井	系	野	泉	岡	知	重
滋	京	大	兵	奈	和	鳥	島
賀	都	板	庫	良	歌	取	根
岡	廣	山	德	香	愛	葛	福
山	島	以	島	川	地	知	岡
佐	長	熊	大	宮	鹿		
賀	崎	本	分	崎	光		

考朝鮮人易移者上對下不取公作下以